

地域経営研究センター規程

平成 23 年 4 月 1 日 規程第 153 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 4 条の規定に基づき、静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科附属地域経営研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、社会人に対する学習機会の拡充を図るとともに地域課題を解決する機能を強化し、地域と科学を両軸とする教育と研究により、静岡を世界有数の競争力ある地域に育てることを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 社会人学習推進拠点としての社会人学習プログラムの開発・実施
- (2) 地域政策をめぐる新たな理論やアプローチの探求、地域の当面する諸問題の解決策の提言による地域への貢献
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) センター職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、経営情報イノベーション研究科（以下「研究科」という。）の教授のうちから、経営情報イノベーション研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て経営情報イノベーション研究科長（以下「研究科長」という。）が学長に推薦し、学長が任命する。

2 センター長は、センターに関することを統括する。

3 センター長の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長が指名し、研究科委員会の議を経て研究科長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合はその職務を代行する。

3 副センター長の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、静岡県立大学の学部及び研究科並びに静岡県立大学短期大学部(以下「県立大学」という。)においてセンターの研究関連分野を研究する教員のうちから、各部署の教授会又は研究科委員会の承認を得てセンター長が委嘱する。

- 2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。
- 3 センター研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター研究員の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、県立大学の教員又は職員以外のセンターの研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長が委嘱する。

- 2 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。
- 3 センター客員研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(ガバナンス会議)

第11条 第三者的な立場からセンターのあり方や事業活動について外部からの助言及び評価を受けるために、産業(企業)・行政・他大学・地域社会などの外部メンバーで構成するガバナンス会議を必要により開催する。

- 2 ガバナンス会議に関し必要な事項は、別に定める。

(報告義務)

第12条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実績を研究科委員会に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。